

環森政第 176- 1 号
令和 7 (2025) 年 12 月 25 日

株式会社ミダックホールディングス
代表取締役社長 加藤 恵子 様

栃木県知事 福 田 富 一

(仮称) 那須塩原市における産業廃棄物処理施設設置事業 (管理型最終処分場)
環境影響評価方法書に対する意見について

令和 7 (2025) 年 8 月 4 日付け貴社から提出のありました標記のことについて、栃木県環境影響評価条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べますので、本意見を十分に踏まえた環境影響評価を実施し、本意見に対する検討の経緯及び内容について、環境影響評価準備書 (以下、「準備書」という。) 以降の図書に適切に反映してください。

記

第 1 総括事項

- 円滑な事業実施のためには周辺住民の理解や協力が不可欠であり、住民からは最終処分場の立地による生活環境及び自然環境への影響や災害時における対応などに関する懸念が示されていることから、地域住民等への周知、説明等を適切に行い、本計画に対する住民の理解を十分に得られるよう、今後も関係地区や下流域、その他利害関係者に対して、事業計画や環境保全措置に係る情報提供を積極的に行うなど、地域住民の懸念を払拭するよう努めること。
- 那須塩原市では、県内他市町と比較して最終処分場が集中的に立地している状況を踏まえ、周辺の最終処分場による環境影響を含めた累積的影響を考慮するとともに、事業の特性上、長期間にわたる影響が想定されることから、長期的影響も踏まえた調査・予測・評価を行うこと。
- 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 適切な予測・評価を行うためには、可能な限り詳細な事業計画となっていることが求められるので、準備書作成に当たっては最終処分場の各施設の構造・配置又は位置・規模、地表面の改変及び使用する建設機械や運搬車両の種別や数量等について、可能な限り具体化すること。また、具体化に当たっては、事業に伴う環境影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

- インターネットによる環境影響評価図書の公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、条例に基づく公表期間終了後も継続して公表する等により、利便性の向上に努めること。

第2 個別事項

(1) 大気質

- 微小粒子状物質について、地域の現況を確認した上で、濃度が高い等の地域性が明らかになった場合は、調査項目への追加及び事後調査の実施について検討すること。
- 浮遊粒子状物質及び窒素酸化物について、工事車両が頻繁に通行した場合、計画地内及び敷地外の濃度変動を確認した上で、事後調査の項目として選定することについて検討すること。
- 調査方法について、簡易法で実施する場合には、当該簡易法の具体的な方法を明記の上、公定法との相関を示すこと。
- 季節ごとの風向を踏まえ、大気汚染の影響について必要な調査・評価を適切に実施すること。

(2) 水質・水象

- 地下水の水質・水象の測定について、計画地内での調査のみでは、事業への影響を十分に把握できない恐れがあるため、計画予定敷地外の測定点の追加等も含めて、調査地点及び予測手法等について検討し、地下水の流れ、水位等を適切に把握すること。
- 下記の理由から評価項目に「水質」を加えること。なお、評価項目に「水質」を加えない場合には、浸出水の漏出対策（遮水シートの破損防止対策、破損時の漏出防止対策及び漏出時対応を含む）及び流出対策を記載し、環境負荷が生じないことを明確に記載すること。
 - ・遮水シートの破損により、浸出水が漏出するリスクが懸念されること
 - ・相当量の発生が見込まれる浸出水の処理について、外部搬出する場合であっても、集中豪雨等の災害時などの委託処理に伴う不確実性等から、浸出水が流出することで水質汚染リスクが懸念されること

(3) 水処理

- 浸出水、浸出水の処理行程で発生する汚泥、今回設置する防災調整池及び浸出水調整槽（以下、「調整池等」という）の沈殿物について具体的な処理方法を明確に示すこと。特に、相当量の発生が見込まれる浸出水については、処理方法の妥当性も併せて検討すること。
- 調整池等については、近年気候変動が激しく、災害が多く発生している状況を踏まえ、現在計画されている容量で十分であるのか、浸出水の想定発生量等を算出した上で、検討すること。
- 浸出水を外部搬出する場合には、次の事項について準備書に明記すること。
 - ・浸出水調整槽の容量の算出根拠を明確に示した上で、外部搬出計画を具体的に示

すとともに、集中豪雨や交通障害等により外部搬出が不可能となる事態を想定し、計画地内に浸出水処理施設を設置すること等を含めた浸出水の流出防止対応策を検討すること。

- ・ 浸出水の処理にあつては、事業に伴う環境影響を回避又は極力低減すること及び適正に処理が完了することを確保するための対応方策を具体的に示すとともに、輸送時の騒音・振動対策や安全確保の措置、委託先での適正処分の確認方法に加え、委託先施設の稼働状況や受入能力の変動、災害時など緊急時への対応を含む委託処理に伴う不確実性への対応方策及び代替処理手段の確保について明確にすること。
- ・ 浸出水搬出に伴う交通量の増大を考慮の上、各調査・予測・評価を実施することに加え、周辺住民への影響に配慮するとともに現在でもドライバー不足である状況を踏まえ、浸出水の輸送や処理が滞りなく実施されるよう、体制の構築を検討すること。

○ 防災調整池については、洪水調整容量及び土砂堆積容量の根拠を明示するとともに、貯留雨水量の算定方法を具体的に示すこと。また、計画地外への雨水流出を防止するため、埋立地周囲の構造計画や流出防止策を明確にするとともに、施設の安全性を確保するための措置を講じ、管理基準を策定のうえ、流出防止策を適切に実施すること。

○ 浸出水及び浸出水処理後液の有機フッ素化合物の濃度について、管理・配慮等を行うこと。

(4) 騒音・振動

○ 騒音・振動の調査地点について、最低でも計画地内の北側と南側の2点とする等、検討すること。

○ 昼夜で騒音の影響が異なることを踏まえ、夜間の静穏性に配慮した評価・対策を検討すること。また、搬入・搬出車両の出入り口付近の待機による騒音についても対応を検討すること。

(5) 悪臭

○ 埋立後の廃棄物が雨に浸ることで、悪臭やメタン等の発生が増える恐れがあるため、悪臭の発生抑制対策について検討すること。

(6) 地質・地盤

○ 計画地内の埋土について、埋立量及び化学的な影響の有無について確認すること。

○ 現状の地盤について、計画地内のN値について調査すること。

○ 礫層はかなりN値が高いと想定されるため、遮水シートを敷いた上に土砂等を搬入した際、不安定にならないよう配慮すること。

(7) 動物・植物・生態系

○ 猛禽類の調査範囲について、産業廃棄物搬入は周年かつ長期間での大型車の通行が

見込まれることから、周辺の国道や高速道路等の主要ルートから事業実施地区までの区間の経路沿いを調査地点に追加すること。また、各調査地点間での無線等による連携により猛禽類の行動を把握するとともに、調査地点数を少なくとも倍程度に増やす等を検討すること。

- 猛禽類の調査については、調査回数を月2回以上とするとともに営巣木の確認踏査も実施すること。
- ライトトラップ調査について、トラップサイズは小型の携帯型等ではなく、より大型の水銀灯等を用いた調査器具を用い、かつ2名程度の調査員が待機する形式での実施を検討すること。
- ベイトトラップ調査について、哺乳類等により掘り返される可能性も考慮の上、生息する徘徊性昆虫を十分に確認できるよう地点数・トラップ数を10倍程度の数量とすること。かつ用いる餌等についても詳細な記録を実施すること。
- 施設運用後の電灯等による周辺生物相への影響についても調査・予測・評価を実施すること。
- 予測手法について、「改変区域や残存区域、造成される緑地の状況等を考慮し、変化の程度を予測」及び「改変区域との重ね合わせることにより予測する」等、より具体的な手法について検討すること。物理的な改変区域との重ね合わせを実施し、より広域での影響を評価し、影響の有無を確認すること。
- 冬季活動性の昆虫類に対しても調査を実施するべきであるので、冬季に糖蜜トラップ等を設置すること。
- 野生動物の生息環境が変化し、周辺住宅地等への侵入が懸念される場合の対応方策について検討すること。
- 本事業は那須野が原地域におけるネイチャーポジティブの実現に影響を及ぼすおそれがあると懸念されるため、事業の実施に当たっては希少な野生動植物の保全に十分配慮すること。

(8) 景観

- 廃棄物の高さは樹木の高さを超え、景観にも影響を与え得るため、「景観」を調査項目に追加すること。なお、調査・予測方法については、実施対象地が国立公園と隣接していることを考慮すること。

(9) 廃棄物

- 対象事業の設置に係る施設・設備については、栃木県廃棄物の処理に関する指導要綱に基づく構造基準及び維持管理基準を遵守し構造を決定すること。これらの基準を満たさない場合には、満たさない規定ごとに、当該規定の不適合が環境負荷を増大させないことを、根拠を示した上で、明確に説明すること。
- 最終処分場の埋立終了から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃止までの期間の維持管理業務についても対象事業として環境影響要因及び環境項目を設定し調査・予測・評価すること。

(10) 温室効果ガス等

- 広範な伐採による気象や環境への影響を十分に評価し、地球温暖化対策の観点からも適切な配慮を行うこと。
- 県外廃棄物の長距離輸送による事故リスクや温室効果ガス排出の増大について、環境負荷低減の観点から適切な配慮を行うこと。

(11) その他

- 「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」については、事業計画地が河川の近傍かつ上流に位置すること及び浸出水を外部搬出する場合であっても、浸出水の流出が懸念されることから、「水質」における環境影響評価の調査範囲を、下流域までとすることを検討すること。
- 搬入・搬出車両の通行ルート of 安全・渋滞対策と、待機車両の駐車スペースの確保について検討すること。
- 有害物質の流出や自然災害による大規模環境汚染のリスク評価を行い、緊急時の対応方策を明確にすること。
- 残土の発生量、処分先及び処分方法を具体的に示すこと。
- 浸出水の発生抑制を始め、粉塵、騒音・振動及び悪臭の抑制にもつながることから、埋立地を屋根等の被覆施設で覆うことについて検討すること。
- 当該地は洪水による浸水が想定される区域であることから、那珂川水系蛇尾川洪水浸水想定区域図等により浸水リスクを確認し、洪水による浸水に対する防止策および対応策について検討すること。